

平成28年3月30日

各 位

会社名 河西工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 堀 浩治  
(コード:7256 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 半谷 勝二  
(TEL:0467-75-1125)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の当社第85回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成27年11月20日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、平成28年6月24日開催予定の当社第85回定時株主総会で承認いただくことを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、グローバル・コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役にも拡大されたことに伴い、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結できるように規定の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 公告閲覧の利便性の向上及び公告掲載費用の削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成28年6月24日 (金)
定款変更の効力発生日 (予定)	平成28年6月24日 (金)

以 上

【別紙】

(下線部分が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.自動車、自動自転車等の部分品製造販売</p> <p>2.電気、音響機器部分品の製造販売</p> <p>3.鉄道車輛、航空機、船舶等の部分品の製造販売</p> <p>4.各種織物及び各種織物加工品の製造販売</p> <p>5.各種木工品の製造販売</p> <p>6.各種紙工品の製造販売</p> <p>7.各種合成樹脂品の製造販売</p> <p>8.自動車部分品製造用の各種型、治工具、機械設備等の製造販売</p> <p>9.前各項の事業品目に関連する工業所有権、製造技術、ノウハウ等の開発、販売及び供与</p> <p>10.企業に対する融資等の金融業務</p> <p>11.前各項に付帯する一切の事業</p> <p>(本 店)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)自動車、自動自転車等の部分品製造販売</u></p> <p><u>(2)電気、音響機器部分品の製造販売</u></p> <p><u>(3)鉄道車輛、航空機、船舶等の部分品の製造販売</u></p> <p><u>(4)各種織物及び各種織物加工品の製造販売</u></p> <p><u>(5)各種木工品の製造販売</u></p> <p><u>(6)各種紙工品の製造販売</u></p> <p><u>(7)各種合成樹脂品の製造販売</u></p> <p><u>(8)自動車部分品製造用の各種型、治工具、機械設備等の製造販売</u></p> <p><u>(9)前各号の事業品目に関連する工業所有権、製造技術、ノウハウ等の開発、販売及び供与</u></p> <p><u>(10)企業に対する融資等の金融業務</u></p> <p><u>(11)前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(本 店)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>電子公告</u>により行う。但し、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>決定</u>し、これを公告する。</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査</u></p>
--	--

(新 設)

(取締役会)

第 22 条 取締役会を招集するには各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会の招集者及び議長は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役会規則により定める。

3. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第 23 条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 (新 設)

取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会の決議をもって取締役相談役若干名を選定することができる。

3. 取締役会長、取締役社長は代表取締役として、当会社を代表する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(新 設)

等委員の任期の満了するときまでとする。

4. 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催のときまでとする。

(取締役会)

第 22 条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会の招集者及び議長は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役会規則により定める。

3. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第 23 条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3. 取締役会の決議をもって取締役相談役若干名を選定することができる。

4. 取締役会長、取締役社長は代表取締役として、当会社を代表する。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

2. 取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。

<p>(<u>社外取締役の責任限定</u>)</p> <p>第 27 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任限定</u>)</p> <p>第 27 条 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p>
<p>第 28 条 当社は<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>第 28 条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(<u>監査役員の員数</u>)</p>	
<p>第 29 条 当社の<u>監査役は 5 名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の選任</u>)</p>	
<p>第 30 条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。又、監査役補欠者は定時株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. <u>監査役及び監査役補欠者の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>3. <u>監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	
<p>第 31 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2. <u>補欠により選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)</p>	
<p>第 32 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>)</p>
<p>第 33 条 <u>監査役会を招集するには各監査役に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第 29 条 <u>監査等委員会を招集するには各監査等委員に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

<p>2. <u>監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査役会</u>に関しては法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査役の報酬等</u>は株主総会の決議により定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第<u>36</u>条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>2. <u>監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会</u>に関しては法令又は定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第6章 会 計 監 査 人</p>	<p>第6章 会 計 監 査 人</p>
<p>第<u>37</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第<u>31</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第<u>41</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約の経過措置</u>)</p> <p>第<u>1</u>条 <u>平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役(社外監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>